

原子力事業者防災業務計画修正の要旨（原子力科学研究所）

1. 目的

原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）（平成11年法律第156号）第7条第1項の規定に基づき国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子力事業者防災業務計画に検討を加え、修正することで適正化を図ります。

機構本部の組織改正に伴う変更、原子力災害対策指針の改正に伴う表現の修正、プルトニウム研究1棟及びJRR-4排気ガスモニタの削除、廃棄物埋設施設の事故現場指揮所の場所の移設、緊急時活動レベル（EAL）の判断基準の明確化等を以下のとおり行いました。

2. 修正した日

令和4年4月1日

3. 協議した地方公共団体

茨城県、東海村

4. 主な修正内容

(1) 機構本部の組織改正に伴う変更

本文及び「別図-1(2) 機構の原子力防災体制及び機構対策本部組織」並びに「別図-2(1) 原子力防災体制発令時の機構内伝達経路」中の「安全・核セキュリティ統括部長」について、機構本部の組織改正に伴い「安全・核セキュリティ統括本部安全管理部長」に変更した。

また、「別図-2(3) 原子力科学研究所内通報連絡系統」で表現される組織名称を以下のとおり変更した。

- ①「安全・核セキュリティ統括部」を「安全・核セキュリティ統括本部」
- ②「本部連絡責任者」を「機構本部連絡責任者」
- ③「安全・核セキュリティ推進室連絡責任者」を「東京事務所連絡責任者」
- ④「核セキュリティ・保障措置課」を「核セキュリティ課」

(2) 原子力災害対策指針の改正に伴う表現の見直し

本文及び「別図-1(1) 原子力科学研究所原子力防災組織（現地対策本部の体制）」並びに「別図-2(2) 原子力科学研究所外通報連絡系統」中の「自治体」の記載について、原子力災害対策指針の改正（令和3年7月21日）に合わせて「地方公共団体」に修正した。

(3) プルトニウム研究1棟の削除

プルトニウム研究1棟について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条第1項の規定に基づく認可（令和3年6月24日）及び施行（令和3年6月29日）に同法律施行令第41条非該当施設へ移行したことから、「別図-

5 緊急時対策所（現地対策本部）及び事故現場指揮所」、「別表－1 原災法に係る対象施設」の敷地図面からプルトニウム研究1棟を削除した。

また、「別表－5(1) 原子力防災資機材」の排気筒モニタリング設備の数量を変更するとともに、「別表－5(2) 排気筒モニタリング設備」について、プルトニウム研究1棟の記載を削除した。

(4) JRR－4排気ガスモニタの削除

JRR－4排気ガスモニタについて、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第1項の規定に基づく原子炉施設保安規定の変更の認可（平成29年11月29日）及び施行（平成29年12月7日）、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条第1項の規定に基づく認可（令和2年12月21日）及び施行（令和3年1月26日）となったことから、「別表－5(1) 原子力防災資機材」の排気モニタリング設備の数量を変更するとともに、「別表－5(2) 排気筒モニタリング設備」について、JRR－4排気ガスモニタの記載を削除した。

(5) 廃棄物埋設施設の事故現場指揮所の場所の移設

「別図－5 緊急時対策所（現地対策本部）及び事故現場指揮所」について、廃棄物埋設施設の事故現場指揮所「バックエンド事務建家」の耐震工事に伴い「FNS建家」へ移設した。

(6) 原子力科学研究所の敷地図面に縮尺を追加

「別図－3 原子力科学研究所敷地周辺の放射線測定設備」、「別図－4 原子力防災資機材の保管場所」、「別図－5 緊急時対策所（現地対策本部）及び事故現場指揮所」、「別表－1 原災法に係る対象施設」の敷地図面に縮尺を追加した。

(7) 緊急時活動レベル（EAL）の判断基準の明確化及びEAL番号の付与

「別表－18 原災法第10条第1項に基づく通報基準」及び「別表－19 原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準」について、SE01及びGE01に該当する判断基準を追記し明確化を図った。

また、「別表－17 原子力災害対策指針に基づく警戒事象」、「別表－18 原災法第10条第1項に基づく通報基準」及び「別表－19 原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準」について、原子力科学研究所独自のEAL番号を追加した。（記載例：JRR-3〔SE-R3-11〕、JRR-4〔SE-R4-11〕、NSRR〔SE-NS-11〕）

(8) 関係機関の組織名称への部署名の追加

「別図－2(2) 原子力科学研究所外通報連絡系統」について、官庁関係及び地方自治体の通報連絡先に部署名を追加した。

(9) 令和2年8月21日（直近の修正）以降に生じた軽易な修正

「読み替え表」を提出（令和2年10月19日）した、事務的な内容の変更に伴う修正を行った。

(10) その他の修正

上記に加え、記載の適正化等の所要の見直しを行った。

以上

原子力科学研究所原子力事業者防災業務計画の概要

第1章 総則

防災業務計画の目的、用語の定義、計画の運用にあたっての基本的な考え方及び修正する場合の手続き等について記載しています。

「4. 主な修正内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。
(3)、(5)、(6)、(9)

第2章 原子力災害予防対策の実施

原子力科学研究所の原子力防災組織・体制の整備、原子力防災管理者等の職務、原子力防災組織の運営、緊急時対策所・原子力施設事態即応センター・原子力事業所災害対策支援拠点の整備及び機能の維持、放射線測定設備・気象観測設備・原子力防災資機材・防災活動で使用する資料の整備、原子力防災教育・訓練の実施及び原子力緊急事態支援組織を含む関係機関との連携、周辺住民に対する平常時の広報活動等について記載しています。

「4. 主な修正内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。
(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(8)、(9)

第3章 緊急事態応急対策等の実施

緊急事態等の区分（緊急時活動レベル）に応じた通報・連絡等の初期対応、応急措置の実施、原子力災害合同対策協議会との連携、原子力防災要員等派遣及び資機材貸与等について記載しています。

「4. 主な修正内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。
(2)、(3)、(4)、(7)、(8)、

第4章 原子力災害事後対策

原子力緊急事態解除宣言があった時以後における復旧対策の実施並びに被災復旧のための原子力防災要員等派遣及び資機材貸与等について記載しています。

「4. 主な修正内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。
(2)

第5章 その他

他の原子力事業者で原子力災害が発生した場合の支援・協力について記載しています。

「4. 主な修正内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。
(1)

以上